

## 「戦後日本の大学における教育改革の経緯（概要）と 21 世紀の大学像について」

藤永 弘（札幌学院大学名誉教授）

### （1）戦後の新制大学制度

戦後のわが国の教育制度は、アメリカ占領軍による民主化政策により、抜本的な教育改革が実施された。すなわち①「国民はその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」（憲法第 26 条）とする国民の教育権および教育の機会均等の保証、②「国民は人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって教育上差別されない」（教育基本法第 3 条）とする保証がなされ、その理念に基づいて教育改革が行われた。その結果、わが国の戦後の教育制度は、戦前の教育目的によって種別化されていた「複線型教育制度」から、「単線型の民主的教育制度」に再編成され、複雑な種別で構成されていた中等教育制度は「中学校と高等学校」に、多様な高等教育制度は「4 年制大学と短期大学」に単一化された。

（注）日本の教育制度の変遷図は、藤永弘編著『大学教育と会計教育』14, 15 頁参照

新制大学の発足に伴い、大学の目的に関しては「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする」（学校教育法第 52 条）と明記された。そして大学の目的は、①「専門的な学問研究」、②「一般教育・教養教育による人間形成」、③「専門教育による職業教育」という 3 本柱となった。

同時に多様な旧制高等教育機関を「新制大学」として整備すると共に、スムーズに新制大学に移行するため、そして新制大学の教育目的を適切の達成するために「大学設置基準」が制定された。大学設置基準では、「大学のあり方、大学の学科別の教育課程および教育方法」について細部にわたり規定され、それに基づいた文部省（現在の文部科学省）による行政指導が行われた。その結果、「大学の研究・教育の水準は一定に維持され、学術や文化の向上、豊かな活力ある社会の形成に必要な人材育成の場」として、大学は多くの社会的貢献を果たしてきた。

しかし他面、大学設置基準による大学教育に対する細部にわたっての規制・指導は、「大学教育の均一化・同一化・横並び化」をもたらすと共に、大学を取り巻く新しい社会の変化、社会のニーズの変化への敏感な対応が出来ず、大学教育の硬直化を招くこととなった。また大学の財政上の理由や教員の人的な理由もあるが、大学の研究・教育の「最低基準」として設定された大学設置基準が「最高基準」となり、特色ある大学創り、特色ある教育改革の阻害要因となると共に、「大学設置基準の枠内での教育改革」に留まってきたと言っても過言でない。

### （2）大学を取り巻く環境の変化と教育改革

日本の大学は、新制大学の移行する中で、「ドイツ型大学モデルからアメリカ型大学モデ

ル」に移行が行われた。しかし新制大学への移行の実態は、「形式的にはアメリカ型大学モデルを導入しながら、ドイツ型大学モデル」が存続し、研究と教育の統合を目指した大学制度として定着し発展してきた。

1950年代から1960年代においては、大学進学率も少なく、大学も「エリート型大学の時代」で、教授は最先端の研究を講義し、ゼミナールでは最先端の学問を学生と一緒に行うことが可能であった。そして戦前からの研究と教育の統合と言う「ドイツ型大学モデルの遵守とアメリカ型大学モデルの導入が日本の大学の特色」であった。

その後、1970年前後の大学紛争は、「マス型大学の時代」で、大学のあり方、大学教育のあり方等に対する疑問・問題点が投げかけられ、大学紛争の中で教授会と学生、教員間で激しい真剣な議論が展開された。そして多くの大学で「大学改革案」、「大学教育改革案」が提案された、しかし大学紛争の終焉と共に、殆ど改革案は実現されず議論のみで終わった。

1980年代半ばから始まった大学の教育改革は、「マス型大学からユニバーサル・アクセス型大学の時代」で、大学の教育現場から、大学の教員自身から提起された教育改革で、大学内部の教員による真剣な討議の中で、「大学教育の質保証」のために一致した点から実践に移して行く教育改革であった。この教育改革は大学を取り巻く環境の著しい変化が、大学自身、大学教員自身が教育改革の必要性を痛感し、大学の教育改革に真剣に取り組まなければ、大学教育の質保証が出来ず大学の存亡にかかわる問題でもあるという認識が深まってきた証拠でもある。

### (3) 天野郁夫の大学教育改革の背景論

#### ①大学教員が日常接している学生の変化

大学・短期大学の進学率が46%を超え、学生が学問や専門職業教育を求める者だけでなく、「自分探し」に大学に来る者、学問研究に関心がない者が多数を占めている。その結果、大教室の講義では「私語」をし、少人数のゼミナールでは「死語」となる学生を学問に、学習にいかに動機づけるか、大学の教員は無関心ではいられない現実が大学内に広がっている。

#### ②学問自体の変化

先端的な学問分野での専門分化・高度化が進む一方、学際的・超域的な学問分野が次々と登場し、19世紀の「知の体系」が大きく揺らいでいる。これを反映して、新名称の学部・学科の登場や、既存学部・学科の名称変更が相次いでいる。したがって、大学の教育においては、授業科目、カリキュラムの変更が要請されている。

#### ③卒業後の就職先の急速な変化

学部の専門教育と職業との対応関係の希薄化や、専門的知識・技術が長期間にわたり直接仕事に役立たなくなり、専門的であればあるほど知識・技術のリフレッシュが必要な「生涯学習」の時代に入った。このような大学の内部・外部の変化から、大学が4年

間の学部教育にどのような理念を掲げ、その達成に向けて教育を如何に編成するか、大学自身が真剣に教育改革に取り組まなければならなくなった。

#### (4) 1993年の「大学設置基準の改正」の背景

- ① 「政治・経済・産業等の社会の著しい変化」、「急速な技術革新の進展」の中で、「適用可能な高度の専門知識・能力を持った人材の育成や社会人の再教育」に対する大学への期待の増大
- ② 「情報・通信技術の発展に伴う高度情報社会」及び「グローバル化の進展による地球化社会」の出現に伴い、大学の教育改革への社会ニーズの増大
- ③ 一般社会人が急速な社会の変化へ対応していくのに必要な、教育としてのリフレッシュ教育、リカレント教育等の「生涯教育の場。生涯学習の場」としての大学教育への社会ニーズの増大
- ④ 「大学への進学目的意識の不明確な学生」に対して、「学習意欲・知的関心・知的満足感を養うための教育改革」の必要性の増大
- ⑤ 「1993年を頂点とした18歳人口の減少」への対応としての「魅力ある大学」と「特色ある大学」としての大学づくりの必要性の増大

このような大学を取り巻く環境の変化の中で、「大学が新たな多様な社会的ニーズと期待に敏感に答え得る大学づくり」を促すと共に、「教育改革への積極的な取り組みを容易にし、教育の特色化、個性化、多様化を可能ならしめる」ことを目的とした「大学設置基準の改正」が行われた。「大学設置基準の大綱化、弾力化」は、大学自身、教員自身による大学改革、教育改革への積極的な取り組みを容易にし、研究と同等に教育を重視し、大学の自己改革による教育の特色化、個性化、多様化を可能ならしめることを目指したものである。

#### (5) 21世紀の時代とはいかなる時代か

- ① グローバル化時代
- ② 高度情報化時代
- ③ 価値観の多様化時代
- ④ 地球環境保全時代
- ⑤ 生涯教育・生涯学習の時代
- ⑥ 世界各国との共生時代
- ⑦ 地方分権化に時代 など

#### (6) 21世紀の大学像

21世紀はまさに「変革の時代」、「多様化に時代」でもあることから、大学に対しても社会からの多様なニーズと多様な期待が要請されることになる。したがって、「大学は、

社会ニーズに適切に応えると共に、社会をリードする大学」、「大学は地域に根差すと共に、世界に拓かれた大学」であることが求められる。また、大学は、変革に時代の多様な社会的ニーズに応える適切にこたえるためには、従来の横並び的、均一的。画一的、同質的な大学から、「多様な教育理念、教育目標を有する多様な設置形態の大学」が展開されることになる。

また、「マーチン・トロウの高等教育制度の段階的移行論」が指摘されているように、大学は進学率の上昇に伴い、「エリート型大学」（18歳人口の進学率15%以下）から「マス型大学」（進学率15%以上50%以下）へ、そして「ユニバーサル・アクセス型大学」（進学率50%以上）へと移行している。日本の大学教育は、今まで経験したことのない初めての「ユニバーサル・アクセス型大学教育に適合した教育課程および教育方法・教授法の研究」と共に、「教員の意識改革」が必要である。

### 21世紀の大学の設置形態

- ① 「教育中心の大学」、「研究センターの大学」、「教育と研究の両面を重視した大学」
- ② 「学部教育中心の大学」、「大学院中心の大学」、「学部教育と大学院教育の並立大学」
- ③ 「教養教育を重視する大学」、「専門教育を重視する大学」、「教養教育と専門教育を重視する大学」、「最先端教育を重視する大学」
- ④ 「地域社会で活躍する人材を養成する大学」、「国際社会で活躍する人材を養成する大学」
- ⑤ 「昼間部教育中心の大学」、「夜間部教育を中心の大学」、「通信教育中心の大学」、「昼夜開講制の大学」
- ⑥ 「フルタイム学生中心の大学」、「フルタイム学生とパートタイム学生の両面の大学」
- ⑦ 「日本人学生中心の大学」、「世界各国の学生を受け入れる大学」、「日本人学生とが黒人学生を一定割合で受け入れる大学」等

大学は「知の探索と知の深化と知の継承の拠点」として存在意義を有する「社会制度・社会システム」の一つであることから、大学を取り巻く環境の諸変化を冷静に・科学的に考察し、「地域社会のニーズに応えると共に、地域社会をリードする大学」、「地域社会に根差すと共に、世界に拓かれた大学」が21世紀の大学像である。